

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 5 月 12 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 市長招集挨拶
- 日程第 3 選挙第 2 号 議長選挙について
- 日程第 4 選挙第 3 号 副議長選挙について
- 日程第 5 議席の指定について
- 日程第 6 会議録署名議員の指名について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 会期の決定について
- 日程第 10 選挙第 4 号 海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について
- 日程第 11 選挙第 5 号 海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 12 選挙第 6 号 海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 13 選挙第 7 号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 14 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第 15 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 16 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 17 委員会付託の省略について
- 日程第 18 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 19 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

◎本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第 19 までの各事件
- 追加日程第 1 同意第 2 号 愛西市監査委員の選任について
 - 追加日程第 2 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
 - 追加日程第 3 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎出 席 議 員（18 名）

1 番	佐々木 遼 平 君	2 番	中 野 利 哉 君
3 番	佐々木 亮 君	4 番	加 藤 正 彦 君
5 番	鈴 木 啓 人 君	6 番	永 田 千 佳 君
7 番	中 村 文 武 君	8 番	山 田 門左エ門 君
9 番	石 崎 誠 子 君	10 番	馬 淵 紀 明 君

11番 佐藤 信男 君
13番 河合 克平 君
15番 竹村 仁司 君
17番 吉川 三津子 君

12番 近藤 武 君
14番 高松 幸雄 君
16番 山岡 幹雄 君
18番 鬼頭 勝治 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	人 見 英 樹 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	井戸田 悦 孝 君
保険福祉部長	田 口 貴 敏 君	健康子ども部長	猪 飼 政 和 君
産業建設部長	藤 澤 寿 章 君	上下水道部長	山 田 英 穂 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	消 防 長	森 本 大 輔 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷺 尾 和 彦	議 事 課 長	丸 山 小百合
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	瀧 田 崇 司

午前 9 時37分 開会

○臨時議長（山田門左エ門君）

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 2 回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元の配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1・仮議席の指定について

○臨時議長（山田門左エ門君）

日程第 1・仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 2・市長招集挨拶

○臨時議長（山田門左エ門君）

次に、日程第 2・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、よろしくお願いいたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

本日ここに議員改選後最初の愛西市議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、このたびの選挙戦において、市民の負託を受けられ当選されましたことに心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

御承知のとおり地方自治体は二元代表制であり、市長と議員が市民の代表として市政の運営を委ねられております。執行機関の行政とチェック機能を持ち議決権のある議会が、向かい合って互いに切磋琢磨することにより、市民の負託に応えることができると考えております。

さて、本市は市制施行20周年という大きな節目を越え、本年度、新たな未来への第一歩を踏み出しました。本年 4 月には、道の駅ふれあいの里 H A S U パークがグランドオープンを迎えました。この施設を核として、人の流れを創出し、地域の活力を高めるとともに、魅力あるまちづくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、4 月から第 3 次愛西市総合計画、そして第 4 次愛西市行政改革大綱がスタートいたしました。今後、これら計画に基づき様々な事業を実施してまいります。各事業を行う上において、議会の御理解、御協力なくして前進させることはできません。議員各位におかれましても、議員活動を通じ、それぞれのお立場から御支援、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、今臨時会におきましては、選挙後最初の議会であり、議員役員の選挙など人事案件などが予定されておりますが、承認 2 件の議案も上程させていただいております。議会役員人事が円滑に進むとともに、いずれの議案も御審議いただき、御議決をいただきますようお願いを

申し上げます、簡単ではありますが招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（山田門左エ門君）

ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第３・選挙第２号

○臨時議長（山田門左エ門君）

次に、日程第３・選挙第２号：議長の選挙を行います。

議長の任期は、地方自治法第103条の第２項の規定により４年となっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第２項の規定により、１番・佐々木遼平議員と２番・中野利哉議員の２名を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の指名のみを記載の上、１番議員より順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いいたしました２名の方は、開票場所へお集まり願います。

〔開票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数18票、そのうち有効投票17票、無効1票。有効投票のうち、佐藤信男議員が14票、山田門左エ門議員が2票、河合克平議員が1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上であります。よって、佐藤信男議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤信男議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

以上をもちまして、私の職務は全て終了いたしました。皆様の御協力で議事が円滑に進行しましたことに感謝申し上げます。

それでは、ここから先は新議長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔臨時議長 新議長と交代〕

#### ○議会事務局長（鷲尾和彦君）

それでは、新議長、御挨拶をよろしくお願いいたします。

#### ○新議長（佐藤信男君）

それでは、一言御挨拶申し上げます。

ただいまは愛西市議会の議長に御選任を賜り、誠に身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重さを痛感する次第でございます。もとより微力でございますが、議員の皆様の御指導をいただき、議会に与えられた使命を十分に自覚し、市民の負託に応えられるよう全力を尽くす決意であります。

愛西市発展のため、議員各位並びに執行部をはじめ関係各位の御支援、御鞭撻をお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔新議長 議長席に着席〕

ここで、休憩を取らせていただきたいと思います。時間のほうを10時5分といたします。再開は10時5分といたします。

午前9時54分 休憩

午前10時05分 再開

#### ○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・選挙第3号

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第4・選挙第3号：副議長の選挙を行います。

副議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により4年となっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、3番・佐々木亮議員と4番・加藤正彦議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いいたしました2名の方は、開票場所へお集まり願います。

〔開票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数18、有効投票17、無効1票。有効投票のうち、高松議員14票、吉川議員2票、河合議員1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上であります。よって、高松議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました高松議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

ここで、副議長に当選されました高松議員に御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（高松幸雄君）

一言御挨拶を申し上げます。

このたびは、愛西市議会の副議長に御選任いただきまして、誠にありがとうございます。

もとより浅学非才の私ではありますが、議長の補佐を要職を全うし、議会が公正に、しかも

円滑に運営されますよう誠心誠意努力をさせていただきます。また、議長を支えて議会運営がスムーズに進むようにさせていただきたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。どうか議員の皆様の御協力と御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第５・議席の指定について

##### ○議長（佐藤信男君）

次に、日程第５・議席の指定についてを議題といたします。

議席については、会議規則第３条第１項の規定により、ただいま御着席の議席といたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第６・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第６・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、１番・佐々木遼平議員、２番・中野利哉議員の御両名を指名いたします。

ここで、議事整理のため暫時休憩といたします。

午前10時15分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第７・常任委員会委員の選任について

##### ○議長（佐藤信男君）

次に、日程第７・常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各委員会委員の定数は、委員会条例で、総務文教委員会９名、建設福祉委員会９名と定められております。

この件につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

##### ○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告いたします。

初めに、総務文教委員会委員を順不同で申し上げます。

佐藤信男議員、鈴木啓人議員、中野利哉議員、馬淵紀明議員、竹村仁司議員、鬼頭勝治議員、山田門左エ門議員、河合克平議員、石崎誠子議員、以上９名です。

次に、建設福祉委員会委員を順不同で申し上げます。

近藤武議員、山岡幹雄議員、加藤正彦議員、佐々木遼平議員、佐々木亮議員、高松幸雄議員、中村文武議員、吉川三津子議員、永田千佳議員、以上 9 名です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8 ・議会運営委員会委員の選任について

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第 8 ・議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会の委員定数は、委員会条例で10名以内と定められております。

この件につきましても、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

失礼いたします。

御報告いたします。

議会運営委員会委員を順不同で御報告いたします。

近藤武議員、山岡幹雄議員、加藤正彦議員、馬淵紀明議員、竹村仁司議員、中村文武議員、吉川三津子議員、以上 7 名です。

○議長（佐藤信男君）

それでは、ここで各常任委員会及び議会運営委員会並びに活性化協議会を開催し、正・副委員長との互選を行っていただきたいと思います。

総務文教委員会は第 1 委員会室、建設福祉委員会は第 2 委員会室にお集まりください。終わります次第、議会運営委員会及び活性化協議会を行いますのでお集まりください。

なお、委員会条例第10条第 2 項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、正・副委員長を互選するため暫時休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定による各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告いたします。

総務文教委員会委員長・馬淵紀明議員、副委員長・竹村仁司議員。

建設福祉委員会委員長・山岡幹雄議員、副委員長・近藤武議員。

議会運営委員会委員長・近藤武議員、副委員長・馬淵紀明議員。以上です。

○議長（佐藤信男君）

以上が各常任委員会及び運営委員会の正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・会期の決定について

##### ○議長（佐藤信男君）

次に、日程第9・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時議会の会期等につきましては、去る3月23日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただいておりますので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

##### ○議会運営委員長（近藤 武君）

議会運営委員会の報告をいたします。

3月23日に開催されました議会運営委員会において、臨時会の日程について御協議いただきました結果、会期は本日1日限りと決定されました。

以上、報告を終わります。

##### ○議長（佐藤信男君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りいたします。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・選挙第4号から日程第13・選挙第7号まで

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第10・選挙第4号：海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙についてから日程第13・選挙第7号：海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙についてまでを一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

それでは初めに、海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部南部水道企業団議会議員につきましては、4名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の令和10年5月9日まででございます。

次に、海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員につきましては、2名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の令和10年3月31日まででございます。

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員につきましては、2名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の令和9年3月31日まででございます。

次に、海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区水防事務組合議会議員につきましては、組合議員の辞職によりまして2名の補欠選

挙をお願いするものです。任期は、残任期間の令和9年3月31日まででございます。

○議長（佐藤信男君）

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

○13番（河合克平君）

異議あります。異議ありの場合は、もう選挙ということになるので。

○議長（佐藤信男君）

異議がありますので、選挙の方法は投票によることにします。

ここで、議事整理のため暫時休憩といたします。

午後1時34分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（佐藤信男君）

では、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

これより海部南部水道企業団議会議員補欠選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

議員定数は4名ですので、上位得票数の4名を当選と決定したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、上位得票数の4名を当選人と決定いたします。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、5番・鈴木議員と6番・永田議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1 番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いいたしました 2 名の方は、開票場所へお集まり願います。

〔開票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数18票、そのうち有効投票18票、無効ゼロ。有効投票のうち、馬淵議員 4 票、中野議員 4 票、河合議員 4 票、鬼頭議員 3 票、鈴木議員 3 票。以上のとおりであります。

この場合、地方自治法第118条第 1 項の規定は、公職選挙法第95条第 2 項の規定を準用してくじで当選人を決定することになっております。

くじは 2 回に分けて行います。1 回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

先ほどの立会人の立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。出た番号の若い番号の順といたします。

〔「誰と誰がくじ引くの」の声あり〕

3 票・3 票の鬼頭議員と鈴木議員。

立会人の関係で、鈴木議員の代わりに中村議員をお願いいたします。

議席順により行いますので。

それでは、鬼頭議員のほうから辞退の申出がありましたので、鈴木議員で確定をいたしました。以上によって、馬淵議員、中野議員、河合議員、鈴木議員が当選されました。

ただいま海部南部水道企業団議会議員に当選されました馬淵議員、中野議員、河合議員、鈴木議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第 2 項の規定により告知いたします。

これをもちまして、海部南部水道企業団議会議員選挙を終わります。

続きまして、海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

〔「議長、暫時休憩お願いします」の声あり〕

では、暫時休憩を取りますのでお待ちください。

それでは近藤議員、今のは動議であるかどうかの確認をしたいんですけど。

○ 1 2 番（近藤 武君）

動議をお願いします。

○議長（佐藤信男君）

休憩動議でよろしかったですか。

○ 1 2 番（近藤 武君）

はい。

○議長（佐藤信男君）

それでは、休憩動議だということですので、休憩に入ります。

動議に対して賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

1名以上の賛成がありましたので、休憩、今の動議は成立しました。

午後 2 時12分 休憩

午後 2 時27分 再開

○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

議員定数は2名ですので、上位得票数の2名を当選と決定したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、上位得票数の2名を当選人と決定いたします。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、8番・山田議員と9番・石崎議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いした2名の方は、開票場所へお集まり願います。

〔開 票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数18、そのうち有効投票18票、無効ゼロ票。有効投票のうち、加藤議員7票、竹村議員6票、山田議員4票、佐々木亮議員1票。以上のとおりであります。よって、加藤議員、それから竹村議員が当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました加藤議員、竹村議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

これをもって、海部地区環境事務組合議会議員選挙を終わります。

続きまして、海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙を行います。

ここで、議事整理のため暫時休憩を行います。

午後2時37分 休憩

午後2時51分 再開

○議長（佐藤信男君）

じゃあ、休憩を解き、会議を再開いたします。

海部地区急病診療所組合の議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

議員定数は2名ですので、上位得票数の2名を当選と決定いたしたいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、上位得票数の2名を当選人と決定いたします。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、10番・馬淵議員、12番・近藤議員、2名を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1 番議員より順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いいたしました 2 名の方は、開票場所へお集まり願います。

〔開票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数18、そのうち有効投票18、無効ゼロ。有効投票のうち、佐々木亮議員 8 票、佐々木遼平議員 7 票、吉川議員 3 票。以上のとおりであります。よって、佐々木亮議員、佐々木遼平議員が当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました佐々木亮議員、佐々木遼平議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第 2 項の規定により告知いたします。

これをもちまして、海部地区急病診療所組合議会議員選挙を終わります。

続きまして、海部地区水防事務組合議会議員補欠選挙を行います。

ここで、議事整理のため暫時休憩を行います。

午後 2 時59分 休憩

午後 3 時16分 再開

○議長（佐藤信男君）

では、休憩を解き、会議を再開いたします。

海部地区水防事務組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

議員定数は 2 名ですので、上位得票数の 2 名を当選と決定したいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、上位得票数の 2 名を当選人と決定いたします。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、13番・河合議員、14番・高松議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いいたしました2名の方は、開票場所へお集まり願います。

〔開票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数18、そのうち有効投票18、無効ゼロ。有効投票のうち、鬼頭議員9票、永田議員6票、近藤議員2票、石崎議員1票。以上のとおりであります。よって、鬼頭議員、永田議員が当選されました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました鬼頭議員、永田議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

これをもちまして、海部地区水防事務組合議会議員選挙を終わります。

以上をもちまして、日程第10・選挙第4号から日程第13・選挙第7号までを終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第14・議会広報特別委員会の設置について

### ○議長（佐藤信男君）

次に、日程第14・議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。6名で構成する特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告いたします。

佐々木亮議員、佐々木遼平議員、中村文武議員、吉川三津子議員、永田千佳議員、高松幸雄議員、以上6名です。

○議長（佐藤信男君）

それでは、ここで議会広報特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会広報特別委員会は、第1委員会室にお集まりください。

では、正・副委員長を互選するために、暫時休憩といたします。

午後3時25分 休憩

午後3時52分 再開

○議長（佐藤信男君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告いたします。

議会広報特別委員会委員長、吉川三津子議員、副委員長、高松幸雄議員。以上です。

○議長（佐藤信男君）

以上が議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・承認第2号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第15・承認第2号：専決処分事項の承認についてを議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

○総務部長（人見英樹君）

承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、地方税法の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことから明らかであると認め専決処分しましたので、議会へ報告し、承認を求める

必要があるからでございます。

次のページは専決処分書の写しでございます。

令和8年3月31日に専決いたしました。

改正の内容は、資料2を御覧ください。

改正の概要は、軽自動車税の環境性能割の廃止等を行うものでございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、地方税法が改正されたためでございます。

改正の内容は、軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とし、その他必要な規定の整備等を行うものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤信男君）

次に、承認第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○13番（河合克平君）

では、承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）について質問いたします。

まず、専決を行った理由についてお伺いします。6月議会では間に合わなかったのか、時間的な余裕がないというふうに判断した詳細な理由を教えてください。

また、環境性能割を廃止することによって市税収入がどのようになるのか、その影響について教えてください。

続いて、資料1を御覧いただいて、資料1の14ページに第10条の2から14ページの第10条の10項、11項、12項、次のページの13項、14項、15項、16項までのについては、税金が軽減されるという内容になっておりますので、その軽減されることになった理由と市税への税収の影響を教えてください。

また、P27ページのところに3年延長されるという、P27ページの17条2項のところに令和8年から令和11年ということで延長されることになる内容になっておりますので、これについての市の税収についての影響を教えてください。

また、市の税収がこのような状況の中で少なくなると見込まれますけれども、それについて国がどのように補填をしてくれるのか、その内容についてお伺いします。以上、お願いします。

○総務部長（人見英樹君）

順次御答弁申し上げます。

まず、専決した理由は、法律の施行期日が軽自動車税の賦課期日と重なり、令和8年度課税をするため、施行日まで改正する必要があったためでございます。

次に、環境性能割を廃止することによる市税収入の影響です。

令和7年度分は約1,400万円の歳入があり、同等程度が減収となる見込みです。

次に、附則第10条の2、10項から16項のうちの軽減されることになった理由ですが、特定再生エネルギー発電設備のうち太陽光発電設備に係る部分について、ペロブスカイト太陽電池の社会実装を後押しする観点から、対象を限定し、特例割合を改正したものです。

市税への影響は、新規取得の設備が対象となるため把握できません。

次に、優良住宅地の造成等のための土地譲渡に係る市税への影響は、申告書の提出によるため把握できません。

次に、市税収入の影響に対して、環境性能割は全額国庫で補填されますが、そのほかについては示されていません。以上です。

○13番（河合克平君）

今回の内容については、環境性能割については4月1日ということと一致をするというお話もありましたが、このペロブスカイトなどの特定再生エネルギーについても4月1日から適用しないといけないという内容なのでしょうか。3月31日に法律施行がされ、4月1日からそのようになるということであれば専決もやむなしという部分も理解はできますが、そのほかのものについても同じなのか教えていただきたいのと、約1,400万円ほど減収になるということで、それは交付税の措置は地方交付税で措置されるのか、それとも別途交付金があるのか、特例交付金として来るのか。1,400万円がまとめて来ないと、それは市の財政にとって非常にマイナスになるわけで、どういう形でそれが来るのか、歳入の補填が来るのか教えてください。

あと、ペロブスカイトなどの特定再生利用エネルギー事業についてはまだ分からないということがありましたが、それが導入されることによって、やはり市の税収が上がったり下がったりということもあるかとは思いますが、もともと3分の2の掛け率が2分の1ということで、かなり減額がされる状況にありますので、これについても国の資料を見ると3分の1から3分の2までの間で市が決めてもいいですよというふうになっているので、そういった点では3分の1にしてもよかったですし、3分の2のままでもよかったですし、なぜ2分の1にしたのかという、その市の判断についても教えてもらえますか。以上、お願いします。

○総務部長（人見英樹君）

まず、特定再生可能エネルギー発電関係なんですけれども、こちらが法改正によりまして令和8年4月1日に改正をされていますので、独自の判断をする余地がないという点で専決をいたしました。

それから軽自動車税の環境性能割の関係なんですけれども、こちらの補填は地方特例交付金で補填をされます。

それからペロブスカイト太陽電池の関係の2分の1の判断なんですけれども、こちらは国の基準が2分の1ということで、市もそれに合わせて改正をいたしました。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○ 17 番（吉川三津子君）

それでは、2点ほど通告がしてありますので、お聞きをしたいと思います。

今回、環境性能割の関係で値上がりしたりとか、値上がりしたりとかあると思うんですが、古い車を持っている人はこうで、新しい車を買う人はこんな影響が出てくるということで、そのケースごとの内容についてお伺いをしたいと思います。

それからあともう一点は、先ほどから市の税収にどのような影響が出るのかということで、環境性能割については金額的に分かるといった答弁があったと思いますが、その金額が具体的に幾らになるのか。そして、それ以外のものというのは、具体的に環境性能割以外のものというのは、市が補填すべきものでどんなものがあるのか、その点について教えていただきたいと思います。

○総務部長（人見英樹君）

1点目の御質問に対してお答えします。

まず、今回の改正に伴い、昨年度までは自動車を取得した際、最大3%の税金が課されていましたが、環境性能割の廃止に伴い、その分の税金はかかりません。

次に、その以外、軽自動車税本来の軽自動車税は通常どおり賦課されるということで、車によって税率は違いますが、それは本来、従来どおりの額は今までどおりかかります。以上です。

○ 17 番（吉川三津子君）

答弁がもう一個。

○議長（佐藤信男君）

もう一個。答弁漏れ。

○ 17 番（吉川三津子君）

どのような影響が出るのかということで環境性能割は分かったんですけども、環境性能割だけではないと思うので、それについてどのような影響が出るのか。

○総務部長（人見英樹君）

軽自動車税以外の税ということでよろしいでしょうか。

○ 17 番（吉川三津子君）

先ほど私の聞き間違いかもしれませんが、いろんな金額は出ないんですけども、環境性能割については金額が大体予測がついて国からの補填がされるという答弁を受けたと思うんです。その影響額はどれぐらいで、それ以外に今回の改正で何らかの増減があるならば教えてくださいということです。

○総務部長（人見英樹君）

まず、軽自動車税の環境性能割についてお答えしますと、こちらは自動車を取得した際に車両の燃費性能に応じて課される税金でありまして、非課税から3%の税率が適用され、エコカ

一ほど非課税になるとか減税される仕組みとなっております。

それから自動車税以外での影響と申しますと、先ほどの例えば特定再生可能エネルギーの発電設備を設置した場合の固定資産税ですけれども、こちらは今後新規で設備を取得した場合にかかってきますので、現段階ではそれがその設備の金額によって影響してきますので、申し上げられないということであります。

また、優良住宅地等に係る長期譲渡の所得についても影響はあるんですが、こちらもした譲渡があった場合に申告を受けて減税されるということで、これについても今はない、8年度はまだ分からないという状況であります。以上です。

○17番（吉川三津子君）

すごく分かりやすい答弁でした。

それで、ちょっと再度お伺いしたいんですけれども、値下がりするということで、新車とか中古車を購入するときには、この環境性能割がなくなったので、その分値下がり、買うときに特典ができたんだよということも理解ができました。

あと、値上がりするケースとして、こういった燃費がいい車とか何か新車とか購入したときに、今までは50%軽減とかされていたと思うんですが、そういったものが対象外になるということになると、そういった場合は負担が増えるという解釈でよいのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○総務部長（人見英樹君）

車購入時に対しての税率については、その環境性能割にかかっておりましたので、この環境性能割が廃止されたことによってそこは一切かからないというところで、もともとの種別、もともと環境性能割以外で取得に対する軽自動車には税金はかかっておりませんでしたので、毎年の維持している自動車に、4月1日に保有している軽自動車に対して賦課をしておりましたので、その影響はございません。上がる分というのはありません。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第16・承認第3号（提案説明・質疑）

#### ○議長（佐藤信男君）

次に、日程第16・承認第3号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、承認第3号：専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し、承認を求める必要があるからでございます。

次のページが専決処分書の写しでございます。

令和8年3月31日に専決をいたしました。

改正の内容につきましては、資料2を御覧ください。

第1. 改正の概要は、国民健康保険税に係る基礎課税額の課税限度額の改定等を行うものでございます。

第2. 改正の理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行され、地方税法施行令が改正されたためでございます。

3. 改正の内容の主なものとして、1. 基礎課税額の課税限度額を67万円に引き上げること、2. 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円にすること。

ここで、3を説明する前に字句の訂正をお願いします。

文中、2段目、3段目に「5割減額」「2割減額」とございますが、「5割軽減」「2割軽減」に訂正をお願いしたいと思います。おわびをして訂正をさせていただきます。

3. 低所得者に対して被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額または世帯別平等割額を減額する基準について、5割軽減の対象となる所得の算定においては被保険者等の数に乗すべき金額を31万円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を57万円に引き上げる改正を行うものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（佐藤信男君）

次に、承認第3号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

吉川議員。

#### ○17番（吉川三津子君）

それでは、3点ほどお伺いをしたいと思います。

今回、限度額、課税限度額が引き上げられたわけですがけれども、愛西市内で何世帯が限度額引上げの対象となって何世帯に新たに減額対象となったのか、なるのか、その見込みについてお伺いをしたいと思います。

そして、今回の改正におきまして市の収入への影響額はどうなるのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

それから今、ここの国保というのは県の統一的な仕組みの中で動いているわけで、料金統一

に向けて今、愛西市は激変緩和ということで動いているわけですが、この激変緩和の一部としてどう位置づけられているのか、その辺、御説明をお願いしたいと思います。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず、限度額の引上げの対象、新たな軽減対象になった方の見込みからです。

前年度の所得金額の試算で、対象世帯は153世帯、軽減対象世帯は5割軽減が13世帯、2割軽減は19世帯増加します。

続いて、市の収入への影響額です。

試算となりますが、改正前が約13億7,221万円が改正後は約13億7,262万円となる見込みでございます。

続いて、激変緩和との関係でございますが、今回は地方税法施行令の一部の改正に伴うもので、激変緩和の一部とは位置づけておりません。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○13番（河合克平君）

では、承認第3号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について確認をいたします。

この承認についてはいつも疑問に思っていることですが、国民健康保険については毎年7月に賦課課税される状況でありますので、4月1日でわざわざ専決をする必要はないのではないかと考えますが、なぜ専決を行ったのか。また、6月定例会については、では時間的余裕がないというふうに判断をしたその詳細な理由について確認をさせてください。

また、続いて、課税限度額の金額については3万円と1万円ということがありますが、全体として課税限度額が幾らになるのか、お伺いします。また、国保会計の歳入が今回の改正によって増加をする金額についてお伺いをします。

続いて、軽減がされるということになりますが、軽減がされるものについては、5割減額が5,000円ほど枠が広がり、2割減額は1万円ほど対象とする所得の増加が見込まれますが、これについては、先ほど15件と50件かな、ちょっと間違っているといかんで、もう一度、増加の世帯と、あと負担軽減をする、軽減する金額についてお伺いをします。5割と2割ね。課税限度額の世帯のその上限の給与収入金額、課税限度額117万円ですか、それに対して給与収入の金額は、その上限になる給与収入の金額は幾らなのか、お伺いします。

また、課税限度が値上げされる前と比べて給与収入の額の変化について確認をさせてください。

さらに、協会けんぽの場合の同等の給与収入の人の金額の保険料についても併せて教えてください。お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次御答弁をさせていただきます。

まず専決を行った理由でございますが、政令が令和8年3月31日に公布をされ、条例を4月1日から施行する必要があるため専決処分を行いました。

続いて、課税限度額の金額と歳入の金額でございます。

課税限度額は113万円、歳入は約154万円の増でございます。

続いて、軽減された世帯員の変化でございます。

7割軽減の影響はございません。5割軽減の世帯数は901世帯で13世帯の増、負担軽減の金額は約70万円の税収減、2割軽減の世帯数は811世帯で19世帯の増、負担軽減金額は約43万円の税収減でございます。

続いて、給与収入の金額と変化でございます。

単身世帯で試算しますと、改正前の所得金額は約931万円以上でございます。改正後は約1,001万円以上となります。

続いて、協会けんぽの保険料については把握をしておりません。以上です。

○13番（河合克平君）

8年の3月31日の時点であるということですが、今専決をされているこの国民健康保険の税条例については、専決をされている自治体とそうでない自治体があると思いますが、周辺市町では、この専決をされていない、6月議会で可決をする議会、市町はどれだけあるのか、それについて併せて教えてください。以前は愛西市も6月議会でありましたし、実際負担が増えたり減ったりという内容であれば、やはりしっかりと議会で討議を、議論を行いながら改正をしていくべきだというふうに考えますので、そういった点では、もう一度6月議会で、時間的余裕がないというのは、今までは時間的余裕がなくても6月で承認をしていた部分もあるものですから、4月1日が云々という話もありましたけど、4月1日からだということであると、4月1日から7月30日までの課税をするまでの間に何か市民にとって影響があるという事柄があるのであれば教えてください。お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず他市の状況から御答弁します。

県内で税として課税している市のうち、賦課限度額の引上げをするのは34市で、そのうち3月末で専決処分をしたのは、一宮市、津島市、小牧市、清須市を含む17市です。6月議会での上程を予定しているのは、弥富市、あま市を含む8市でございます。

また、6月議会に上程をしなかったということで、市民への考えられる影響でございますが、賦課期日が4月1日でありますので、市民の義務に影響する遡及は避けるべきという判断から専決処分をしております。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### ◎日程第17・委員会付託の省略について

##### ○議長（佐藤信男君）

次に、日程第17・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました承認第2号及び承認第3号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、承認第2号及び承認第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### ◎日程第18・承認第2号（討論・採決）

##### ○議長（佐藤信男君）

次に、日程第18・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

##### ○13番（河合克平君）

承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）について、反対の立場で討論いたします。

専決を行った理由については4月ということがありましたけれども、6月定例会であっても、またそこから遡及をしたということであっても問題がないというふうに考えますし、今回の件について言うなら歳入が減ることにもつながりますし、また、それ以外についてはこれから申告があつて分かってくることで、収入が幾ら減るかなんて分かりませんみたいな話もありましたので、そういった点では6月の議会での承認、提案で十分間に合うものだというふうに考えます。

今回の地方税法の改正については、まだまだたくさんの改正がありますし、それについては6月議会で提案がされてくるかと思えますけれども、同じように6月議会で提案されるべきであるというふうに考え、反対とさせていただきます。以上です。

##### ○議長（佐藤信男君）

ほかに反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。



御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第2号を採決いたします。

承認第2号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・承認第3号（討論・採決）

○議長（佐藤信男君）

次に、承認第3号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○13番（河合克平君）

では、承認第3号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、専決の内容についての承認について、反対の立場で討論をいたします。

今確認をさせていただきましたが、34市変えるところがある中で、津島市を含む17市は専決、弥富市を含む8市は6月議会ということでお話もありましたが、しっかりとやはり議会が二元代表制の中で議会の承認を得て、そして執行させていくという立場が必要である内容であると考えますので、そういった点では、この専決事項が専決がされてしまったという事実については反対であります。

さらに、この国民健康保険税について言いますと113万円の上限になるということで、かなりの負担になるということと併せて、先日の今年度から値上げがされる部分について、値上げがされるということになると最高額についての所得も下がるというこの逆転現象が起こる。たくさん所得がある人ほど国民健康保険の負担が減るという、こういう矛盾した健康保険税の仕組みになっているというところについても問題であります。

今行うべきは、愛知県に対して国保組合に対する支援金を増やすということと併せて、国が各国民健康保険組合に対してしっかりと繰入れを行うことを求めていくことが必要であります。そういった点で、今回の国保会計、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての承認については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第3号を採決いたします。

承認第3号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、承認第3号は承認することに決定いたします。

本日配付の日程は終わっておりますが、先ほど休憩中に同意第2号と議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書及び議会広報特別委員会の閉会中の継続審査申出書が提出されました。日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に同意議案が1件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました。結果、お手元に配付の同意第2号と議会運営委員会の閉会中の継続審査及び議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について本日御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤信男君）

ただいま議会運営委員長の報告のとおり、日程を追加し、追加日程第1から追加日程第3を議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、追加日程第1から追加日程第3を議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（佐藤信男君）

次に、追加日程第1・同意第2号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、中村議員の一身上に関する案件でございますので、地方自治法第117条の規定により一時退席をお願いいたします。

〔7番・中村文武議員 退場〕

それでは、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員・原裕司は、令和8年4月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名。

氏名、中村文武。

提案理由といたしましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得て選任する必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤信男君）

次に、同意第2号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

同意第2号につきましては人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたします。

中村議員の退場を解きます。

〔7番・中村文武議員 入場〕

それでは、中村議員にお伝えいたします。

ただいまの同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（佐藤信男君）

次に、追加日程第2・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

委員長から、所管事務について会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第３・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（佐藤信男君）

次に、追加日程第３・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

委員長から、所管事務について会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤信男君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

令和８年第２回愛西市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時議会では、専決処分事項の承認２件の議案につきまして御審議をいただき、また御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、ゴールデンウィークも終わり、先日５月10日には木曾三川交流レガッタが開催をされました。また、５月31日日曜日におきましては、愛西市消防団観閲式を予定させていただいております。何かとお忙しいとは存じますが、議員各位におかれましても積極的な御参加、御協力を賜りたいと思っております。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただきますよう御祈念を申し上げまして、簡単ではございますが閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（佐藤信男君）

これにて令和８年第２回愛西市議会臨時会を閉会いたします。

午後４時36分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
臨時議長

山田 門左エ門

愛西市議会
議長

佐藤 信男

会議録署名議員
第1番議員

佐々木 遼平

会議録署名議員
第2番議員

中野 利哉